

西陣呼称 555 年記念事業 賛助会員の募集について

令和 3 年 12 月吉日

西陣織工業組合

西陣呼称 555 年特別委員会委員長

令和 4 年（2022 年）が、「西陣」の名称の起源とされる応仁の乱（1467 年）から起算してちょうど 555 年目に当たる「ことから、これを契機に、長期にわたり組合員を苦しめたコロナ禍からの立ち直りと、将来に向けて持続可能な西陣織産地づくりを目指し、「西陣呼称 555 年」（Road To Nishijin 555）事業を立ち上げ、記念事業を展開することといたしました。

つきましては、関連企業様をはじめ一般の方も、この趣旨にご賛同いただき、応援いただける賛助会員を募集いたします。

皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

記

○期 間：令和 4 年 1 月～令和 5 年 3 月

○協賛金：一口 1 万円（何口でも結構です）

○特 典：記念ポスター 2 枚進呈。記念ロゴマークを無料でご使用いただけます。

○手続き：別紙「賛助会員申請書兼ロゴマーク使用許諾申請書」の提出が必要です。

○その他：ご希望により、協賛会員名（社名等）を西陣織工業組合のホームページに掲載させていただきます。

協賛金振込先：

京都中央信用金庫 西陣支店

普通 5236996

（口座名）西陣の日事業協議会

<お問い合わせ先>

西陣織工業組合 西村、大槻

TEL 075(432)6131

Fax 075(414)1521

E-Mail info@nishijin.jp

t-nishimura@nishijin.or.jp

西陣呼称 555 年記念事業 ロゴマーク使用規定

（目的）

第1条 将来に向けて持続可能な西陣織産地づくりを目指すとする「西陣呼称 555 年」(Road To Nishijin 555) 事業のシンボルとして、この取組を広く世間に広め、賛同者を集めるために制定したロゴマークを適正に使用するためにこの規定を定める。

（ロゴマーク）

第2条 ロゴマークの使用にあたっては、「使用マニュアル」を順守し、使用者がマークのデザインや縦横の比率を変えることはできない。

（著作権）

第3条 ロゴマークの著作権は西陣織工業組合が所有する。

（使用対象者）

第4条 ロゴマークの使用は西陣織工業組合と組合員及び賛助会員とする。

2 賛助会員は協賛金（101万円）を収めた者とする。

（使用許諾申請について）

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、西陣織工業組合に対し、指定ロゴマーク使用許諾申請書を提出しなければならない。

2 ロゴマークの使用期間は令和5年3月末とする。

（許諾の取り消し）

第6条 西陣織工業組合が、ロゴマークの使用が当該規程に反する、公序良俗に反する、反社会的な利用等と判断したものについては、使用の許諾の取り消しを行う。この場合、協賛金は返却いたしません。

付則

この規定は令和3年11月16日から施行する。